第十八条の十三の六第四項第五号及び第六号	及び	及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに
第十八条の十三の七第五項	又は第三十七条の十一の六第七項	又は第三十七条の十一の六第七項及び特別措置法第二十八条第一項又は第三項
	所得税の徴収	所得税及び復興特別所得税の徴収
第十八条の十三の七第五項第二号	所得税の額	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額
第十八条の十三の七第五項第三号及び第四号	及び	及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに
第十八条の十三の七第五項第五号	並びに還付をした所得税の額及び	及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに還付をした所得税の額に係る復興特別所得税の額及び当該所得税の額の合計額並びに
第十八条の十三の七第五項第六号	及び	及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに
第十二条第一項ただし書	所得税	所得税、復興特別所得税
第二条第一項	第九十条の六の二第五項	第九十条の六の二第五項並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第二十二条第二項

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）		
国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）		

2　前項に定めるもののほか、所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法施行規則第八条の規定による報告は、併せて行わなければならないものとする。

3　第一項に定めるもののほか、復興特別所得税に係る租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号。以下この項において「租税条約等実施特例省令」という。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　復興特別所得税についての租税条約（租税条約等実施特例省令第一条第二号に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）の規定（租税条約等実施特例省令第九条の二第二項に規定する特典条項の適用があるものにあっては、同条第一項に規定する特定規定。第三号において同じ。）に基づく軽減又は免除に係る届出、還付その他の手続については、租税条約等実施特例省令第一条の二から第三条まで、第三条の二第一項、第三条の四から第六条まで、第六条の二第五項若しくは第六項、第七条から第九条まで又は第九条の五から第九条の十までの規定の適用があるものとし、復興特別所得税又は所得税に係るこれらの規定による届出、還付その他の手続（法第三十三条第三項第一号に規定する限度税率適用配当等（同号に規定する適用限度税率が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項に規定する所得税法又は租税特別措置法の規定に規定する税率と同率であるものに限る。次号において「同率適用配当等」という。）に係るものを除く。）は併せて行わなければならないものとする。

二　前号の場合において、租税条約等実施特例省令第一条の三第一項（第十二号に係る部分を除く。）及び第二項（第十六号に係る部分を除く。）、第二条第五項から第七項まで及び第十項、第二条の二第一項、第二項前段、第四項から第六項まで及び第八項、第二条の三第一項、第二項前段及び第四項から第六項まで、第三条第三項、第四項、第八条第一項、第二項、第十項から第十二項まで及び第十四項、第六条の二第六項（第一号に係る部分を除く。）、第八条第一項、第二項及び第四項（同条第七項及び第九項において準用する場合を含む。）、第九条の五第一項、第七項、第八項（租税条約等実施特例省令第一条の三第一項第十二号に掲げる書類に係る部分を除く。）及び第九項から第十九項まで、第九条の六第一項、第七項（租税条約等実施特例省令第一条の三第二項第十六号に掲げる書類に係る部分を除く。）、第八項から第十項まで及び第十二項、第九条の七第一項、第九条の八第一項並びに第九条の九第一項の規定による同率適用配当等に係る復興特別所得税についての届出書又は還付請求書に係る書類の添付については、この限りでない。

三　租税条約等実施特例省令第二条第一項に規定する株主等配当等につきこれらの規定に規定する所得税法又は租税特別措置法の規定により徴収された所得税に係る復興特別所得税について租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合における租税条約等実施特例省令第二条第八項又は第二条の二第七項の規定により還付を請求することができる復興特別所得税の額は、当該所得税に係る復興特別所得税の額とする。

四　相手国等（租税条約等実施特例省令第一条第三号に規定する相手国等をいう。以下この号において同じ。）の同条第十号に規定する租税の額（同条第十一号に規定するみなし外国税額を含む。）を控除する旨を定める当該相手国等との間の租税条約の規定による復興特別所得税の還付を受けようとする場合には租税条約等実施特例省令第十三条の二の規定の適用があるものとし、復興特別所得税又は所得税に係る同条第一項の規定による還付請求書の提出又は同条第二項の規定による還付は併せて行わなければならないものとする。この場合において、同条第一項中「書類を」とあるのは「書類（復興特別所得税に係る還付請求書にあつては、第九号に掲げる書類）を」と、同条第二項中「所得税の額」とあるのは「所得税の額並びに当該所得税の額に係る復興特別所得税の額」と、「第九十五条」とあるのは「第九十五条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十四条」と、「同条」とあるのは「所得税法第九十五条」と、同条第三項中「所得税の額」とあるのは「所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額」と、同項第五号中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同条第四項中「所得税の額」とあるのは「所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額」とする。

五　復興特別所得税に相当する国税の還付金又は過誤納金について国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合には、租税条約等実施特例省令第十五条の規定の適用があるものとする。

附　則

1　この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

2　この省令の施行の日前に租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下この項において「租税条約等実施特例省令」という。）第一条の二第一項、第二条第一項、第二条の二第一項、第二条の三第一項及び第七項前段（租税条約等実施特例省令第九条の七第七項において準用する場合を含む。）、第二条の四第一項及び第七項（租税条約等実施特例省令第九条の八第七項において準用する場合を含む。）、第二条の五第一項及び第七項（租税条約等実施特例省令第九条の九第七項において準用する場合を含む。）、第三条第一項から第三項まで、第四条第一項から第四項まで及び第十一項、第五条第一項、第六条第一項、第九条第一項及び第二項、第九条第一項、第九条の五第一項、第九条の六第一項及び第十項、第九条の七第一項、第九条の八第一項並びに第九条の九第一項の規定（以下この項において「租税条約の軽減又は免除の適用に関する規定」という。）による所得税の当該租税条約の軽減又は免除の適用に関する規定に規定する届出書（当該届出書又は当該届出書につき提出された租税条約等実施特例省令第一条の二第二項、第二条第二項（租税条約等実施特例省令第一条の三第一項第十二号に掲げる書類に係る部分を除く。）、第二条の三第一項第十二号に掲げる書類に係る部分を除く。）、第二条の四第一項第十六号に掲げる書類に係る部分を除く。）、第二条の五第一項第十六号に掲げる書類に係る部分を除く。）、第三条第一項から第三項まで及び第十項